

2017年2月13日

朝鮮民主主義人民共和国の弾道ミサイル発射に関する安全保障理事会報道声明

以下の安全保障理事会報道声明が、ウクライナ大使のウラディミル・イェルチェンコ安保理議長により本日発出された。

安全保障理事会理事国は、2016年10月19日および2017年2月11日に朝鮮民主主義人民共和国により実施されたつい最近の弾道ミサイル発射を強く非難する。これらの発射は、国際連合安全保障理事会諸決議1718(2006)、1874(2009)、2087(2013)、2094(2013)、2270(2016)および2321(2016)の下での朝鮮民主主義人民共和国の国際的義務の深刻な違反である。

安全保障理事会理事国は、朝鮮民主主義人民共和国の弾道ミサイル活動が、朝鮮民主主義人民共和国の核兵器運搬システムの開発に寄与しそして緊張を増すことに留意しつつ、これらの発射を含むあらゆるその活動を憂慮する。安全保障理事会理事国は、朝鮮民主主義人民共和国が資源を弾道ミサイルの追求に転用し同時に朝鮮民主主義人民共和国国民が必要なものをかなり満たされてきていないことを更に遺憾に思う。

安全保障理事会理事国は、朝鮮民主主義人民共和国が安全保障理事会のくり返された声明を紛れもなく無視して、2016年4月15日、4月23日、4月27日、4月28日、5月31日、6月21日、7月9日、7月18日、8月2日、8月23日、9月5日および10月14日の発射並びに2016年9月9日の核実験の後で、これらの弾道ミサイル発射を実施したことに重大な懸念を表明する。安全保障理事会理事国は、朝鮮民主主義人民共和国が、関連する安全保障理事会諸決議に違反した、核実験を含む更なる行動を自制し、これらの諸決議の下での自らの義務を十分に遵守するものとするをくり返し表明する。

安全保障理事会理事国は、全ての加盟国に対し、安全保障理事会より朝鮮民主主義人民共和国に課された措置、特に決議2270(2016)および2321(2016)に含まれた包括的措置、を十分に実施するため、その取組を倍加することを求める。安全保障理事会理事国は、決議1718(2006)に従って設立された委員会に対し、決議2270(2016)および2321(2016)の執行を強化し、そしてこれらの決議および他の関連する諸決議の下での自らの義務を遵守する加盟国を支援するその活動を強化することを指示

した。安全保障理事会理事国は、加盟国に対し、決議 2270 (2016) および 2321 (2016) の諸規定を効果的に実施するために加盟国が講じた具体的措置に関して可及的速やかに報告することをまた求める。

安全保障理事会理事国は、朝鮮半島および北東アジア全体の平和と安定を維持することの重要性をくり返し表明し、状況に対する平和的な、外交的なそして政治的な解決に対する安保理の公約を表明し、そして対話を通じた平和的且つ包括的な解決を促進するための安保理理事国並びにその他の国家の取組を歓迎する。安全保障理事会理事国は、朝鮮半島と周辺の緊張を減らすために活動することの重要性を強調する。

安全保障理事会理事国は、安全保障理事会が状況を緊密に監視し続けそして安保理が以前に表明した決意に沿って、更なる著しい措置を講じることに合意する。